

令和 6 年 2 月 16 日 (金)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

賃金補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 640

## 大分地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

当審議会の傍聴を希望される方は、別添申込要領【添付資料 2】によりお申込みください。

### 記

1. 日 時

令和 6 年 3 月 5 日 (火) 午後 4 時 00 分から

2. 場 所

大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室  
(大分市東春日町 17 番 20 号)

3. 議 題

- (1) 大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について
- (2) その他

4. 傍 聴 者 若干名

5. 添付資料

- 1 令和 5 年度審議日程
- 2 大分地方最低賃金審議会の開催について

## 令和5年度審議日程

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容	
7月4日	火	14:00	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程	済
7月27日	木	13:30	専門部会	部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取	済
8月1日	火	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問	済
8月1日	火	本審終了後	専門部会	金額審議（1回目）	済
8月3日	木	10:00	専門部会	金額審議（2回目）	済
8月7日	月	10:00	専門部会	金額審議（3回目）	済
8月10日	木	10:00	専門部会	金額審議（4回目）	済
8月10日	木	16:00	本審	答申：10月6日（金）発効	済
8月17日	木	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取	済
8月28日	月	10:00	本審	異議審議（8月10日答申分）	済
9月25日	月	13:30	特定最賃合同会議		済
9月28日～ 10月24日			各部会	金額審議	済
10月25日	水	13:30	本審	特定最賃答申：12月25日（月）発効	済
3月5日	火	16:00	本審	意向表明	

## 大分地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の 5. 申込要領によりお申込みください。

## 記

1. 日 時 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 午後 4 時 00 分から
2. 場 所 大分労働局 大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室  
(大分市東春日町 17 番 20 号)
3. 議 題  
(1) 大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について  
(2) その他
4. 傍 聴 者 若干名
5. 申込要領  
(1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、メールまたは、郵送にて下記の宛先までお申込みください。  
申込締切日は令和 6 年 3 月 4 日 (月) 午後 1 時 (必着) です。

メールの場合	: chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw. go. jp
はがきの場合	: 大分労働局労働基準部賃金室あて 〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、後日、連絡いたします。(傍聴可能な方につきましては、特段連絡はいたしません。)
  - (3) なお、事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
- 傍聴される場合には、別添の留意事項を厳守してください。
- 車椅子を御使用される方は、その旨を申込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

(別添)

### 傍聴される皆様の留意事項

1. 傍聴整理券番号と同じ番号に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
2. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
3. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
4. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
5. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6. 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
7. プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
8. ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
9. 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. その他、会長及び大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。